

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止について	… 2
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則第11条の2の規定による事案の公示	… 5
指定自動車整備事業者の行政処分について	… 7

公 示

26C01号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年4月23日

関東運輸局長 藤田礼子

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	26C01
届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業者名	東武バスセントラル 株式会社
対象となる路線	事案番号 26C01-1 千葉県柏市船戸山高野字江川506番地22先 千葉県野田市三ツ堀832番地先 8.71キロ
廃止の予定日	令和8年10月1日
廃止を必要とする理由	沿線人口及び利用者の減少傾向が続き、また、昨今の乗務員の要員不足及び新改善基準導入による労働時間の上限規制の強化にともない、運行の継続に必要な運転士の確保が困難になっている事から、路線を廃止することとした。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は千葉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

(参 考)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の
適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則第11条の2の規定
による事案の公示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活
性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第16条第1項の
規定による運賃の範囲の指定について、下記のとおり事案の公示を行う。

令和8年4月23日

関東運輸局長 藤田 礼子

記

1. タクシーに係る公定幅運賃

事案番号	事案概要	適用する営業区域
26B01号	「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の自動認可運賃等について（平成26年2月28日付け公示）」により公示した自動認可運賃を公定幅運賃として設定する。	北総交通圏
26B02号	上記に加え、初乗距離を短縮（加算距離2回分を控除）した距離制運賃及び加算時間を10分に短縮した時間制運賃を公定幅運賃として設定する。	東毛交通圏 中・西毛交通圏

2. ハイヤーに係る公定幅運賃

事案番号	事案概要	適用する営業区域
26B03号	1. で定める公定幅運賃の下限運賃以上を公定幅運賃として設定する。	北総交通圏

3. 定額運賃に係る公定幅運賃

事案番号	事案概要	適用する営業区域
26B04号	「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成14年1月17日付け公示）」1.（5）イの定額運賃（⑦を除く。）の算定基礎となる距離制運賃を1. で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものを公定幅運賃として設定する。	北総交通圏
26B05号	同上	東毛交通圏 中・西毛交通圏

4. 意見聴取の申請について

1. ～3. の事案に関して、法第18条の3第2項の規定により意見聴取の申請をしようとする利害関係人は、公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を事案の土地を管轄する運輸支局を經由し関東運輸局長あて提出されたい。

- ① 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及びその番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

公 示

道路運送車両法第93条、同法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定に基づき、自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者及び自動車検査員に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

茨城ダイハツ販売株式会社
代表取締役 廣瀬 義宏
茨城県水戸市笠原町1475番地の1

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

茨城ダイハツ販売株式会社 日立店
茨城県日立市多賀町4丁目5番11号
認証番号 第5-2382号
指定番号 関東指第5-559号

3. 処分の内容

(1) 自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和8年4月17日 から
令和8年6月15日 まで 60日間

(2) 指定自動車整備事業の指定の取消し

取消年月日 令和8年4月17日

(3) 自動車検査員の解任命令

解任年月日 令和8年4月17日
教習修了番号 第61889号
第84943号

4. 処分の理由

道路運送車両法第90条、同法第91条第1項、同法第91条の3、同法第94条の3第1項、同法第94条の5、同法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項、同法第94条の6第1項及び同法第94条の10の規定違反

令和8年4月17日

関東運輸局長 藤田 礼子